

問46 百貨店やスーパーマーケットの売場通路は廊下に該当するか。

答46 廊下とは、不特定かつ多数の者が利用する主要な通路をいうものであり、商品等の列棚間の通路、パチンコ店のパチンコ台間の通路は、主要な通路ではないため、廊下には該当しない。

問47 薬局は医療施設等でなく、物品販売業等店舗に分類したのはなぜか。

答47 薬局については、薬事法（昭和35年8月10日法律第145号）第2条第5項により「薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所」と規定されており、薬剤等の販売を主な目的としていることから、別表第1の1の部（12）の項に掲げる物品販売業等店舗として取り扱うものである。

問48 区画をしていない場所を駐車場として使用している場合の車いす使用者用駐車施設はどうするのか。

答48 規則の別表第2に多数の者が利用する駐車施設を設ける場合においては、車いす使用者用駐車施設を1以上設けることと規定しており、出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること、幅350cm以上、車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示するなどを規定しており、多数の者が利用する駐車施設であれば、これらの整備基準を満たす必要がある。

したがって、全面を区画していない駐車施設においても車いす使用者用駐車施設を区画整備する必要がある。

問49 車いす使用者用駐車施設について、50台以下の場合は1台以上の整備をすること、50台を超えた場合は50台ごとに1台加算した数を整備することとした理由は何か。

答49 車いす使用者用駐車施設は、車いす使用者が外出するために重要な施設であり、都市施設に併設する駐車場を設ける場合には、その当該都市施設を車いす使用者が利用できるように整備することを定めたものである。ハートビル法においても駐車場を1区画でも設ける場合には、車いす使用者用駐車施設を設置することを定めているが、駐車場が50台を超えた場合についての規定は、市として定めた整備基準であり、津山市の地域環境を勘案し、高齢者、障害者等の意見や他県並びに他都市の状況を参考に設定したものである。

問50 観客席について、100席以下の場合は1席以上の整備とすること、100席を超えた場合は、100席を超え400席以下の場合は2席以上、400席を超えた場合は200席ごとに1席を加算した数の区画を整備することとした理由はなにか。

答50 観客席の車いす使用者用区画は、車いす使用者が外出し、文化、教養、演芸、スポーツなどを楽しむために重要な施設であり、高齢者、障害者等の意見や他県他都市の状況を参考にしながら定めた整備基準である。

問51 授乳場所、おむつ交換台、乳児用いすに施設の面積要件を付した理由はなにか。

答51 授乳場所は、特に設置スペースが必要で、小規模な施設に整備するには物理的に困難であるため、設置者等の協力が得られにくい。

授乳場所、おむつ交換台及び乳幼児いすは、特定都市施設の設置者等に過重な負担とならないよう配慮しながら、その設置を推進する必要性があることから規定している。

授乳場所は、スペースを必要とするため、5,000㎡以上で乳幼児連れ親子の利用頻度が高いと考えられる施設（官公庁舎施設等のうちア〜ウ、文化教養施設等、物品販売業等店舗、公共交通機関の施設）に設置を義務づけている。

おむつ交換台及び乳幼児いすは、授乳を要する時期（乳児期）よりおむつを使用する時期（乳幼児期）の方が長いことなどから、授乳室を必要とする対象者数より多いと考えられる。これらの設備については、現在、大型物販店などで普及しつつあるが、さらに普及促進を図る必要があることから、エレベーター設置義務が課せられる規模（2,000㎡以上）と同規模の施設で乳幼児連れ親子の利用頻度が高く滞留時間長いと考えられる施設（官公庁舎施設等のうちア〜ウ、文化教養施設等、集会施設、興行施設、物品販売業等店舗、公共交通機関の施設）に対して整備を義務づけている。

問52 開発等により整備される公園の届出の対象となる面積2,500m²以上とは、1つの開発行為で整備される公園1つ1つをさすのか合計をさすもののか。

答52 開発行為で整備される公園の合計ではなく、1つ1つの公園の用途面積（2,500m²以上）をさすものである。

問53 公園の園路で、自然地形、文化財保護等の理由による適用除外を入れた理由はなにか。具体的にはどういう場合をいうのか。

答53 自然地形により園路や階段部の幅・勾配の確保、手すりの設置ができない場合、あるいは埋蔵物や建築物など文化財保護のために、地形の変更や建築物の改善等が不可能な場合など、自然景観や文化財としての価値を尊重することとし、適用を除外している。

問54 建築物と路外駐車場で、車いす駐車施設の整備基準が異なるのは何故か。また、建築物のうち特定都市施設となる施設に併設の駐車場が1台しかない場合、その1台分は車いす使用者用としなければならないのか。

答54 対象としている路外駐車場は、駐車場法が規定する路外駐車場のうち、有料駐車場として営業しているものである。スーパーなどで来客の便宜のために併設する駐車場と同基準にすると、20台未満の小さな路外駐車場でも、常に1台以上の車いす駐車施設を確保する必要があり、駐車場を営業目的とする事業者への協力が得にくいためである。

なお、建築物のうち特定都市施設となる施設に併設する駐車場はハートビル法と同様に1台分しかない場合でも車いす使用者用とする必要がある。

新築及び増改築等における届出・協議対象整備項目について

(考え方)

津山市の特徴の一つでもある身近な施設からのバリアフリーを推進するため、小規模な都市施設もその用途に応じて、特定都市施設として位置づけている。

また、施設の設置者等に整備基準へ適合するための協力を得られるように整備基準の対象となる整備項目(箇所)をすべて届出又は協議の対象とするのではなく、施設の用途、規模に応じて、届出又は協議の対象となる整備項目を条例施行規則の別表第3又は別表第5の中で規定している。

例えば、用途面積300㎡未満の小規模な物品販売業等の店舗は、整備基準の整備項目(箇所)のうち、「出入口」及び「敷地内の通路」のみを届出の対象として施設の設置者等に理解と協力を求めることとしたものである。

問55 次の複数の用途からなる都市施設の新築の届出(協議)はどうするのか。

用途面積160㎡で平屋建て

飲食店A 80㎡	無床診療所B 80㎡
-------------	---------------

答55 飲食店A、診療所Bは都市施設ではあるが、届出(協議)の対象となる特定都市施設(この場合各100㎡以上)ではなく、届出を行う必要はない。

別表第1の1の部の建築物(11)の項に規定する飲食店舗と(2)の項に規定する医療施設等の異なる項の施設で構成されており個別の用途面積で判断する。

問56 次の都市施設の新築の届出(協議)はどうするのか。

用途面積280㎡

飲食店A 80㎡	飲食店B 80㎡	飲食店C 80㎡
共用部分40㎡		

答56 飲食店(A+B+C)は別表第1の1部の建築物(11)の項に規定する同一項の施設で構成されている特定都市施設であり、用途面積280㎡の施設として届出の対象となる。

問57 次の複数の用途からなる都市施設の新築の届出(協議)はどうするのか。

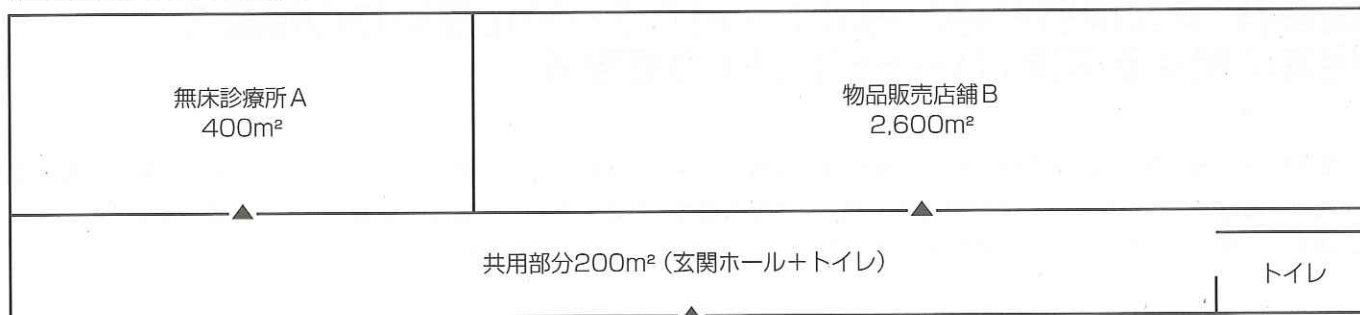
用途面積700㎡で平屋建て

旅行業代理店A 150㎡	無床診療所B 200㎡	美容院C 350㎡
-----------------	----------------	--------------

答57 無床診療所B200㎡、(旅行業代理店A+美容院C)500㎡は特定都市施設として新築の届出を行う必要がある。旅行業代理店と美容院は、別表第1の1の部の建築物(13)に規定するサービス業店舗であり、同じ項の施設については、その合計面積により判断することとする。

問58 次の複数の用途からなる都市施設の新築の届出(協議)はどうするのか。

用途面積3,200㎡で平屋建て



答58 無床診療所 A、物品販売店舗 B は特定都市施設として新築の届出(協議)を行う必要がある。施設の設置者等は、用途面積 3,200㎡の1棟の建築物を新築するものであり、特定都市施設の新築等の届出(協議)書は実務上1件のみとなる。(本事例では 2,000㎡以上のため協議書)

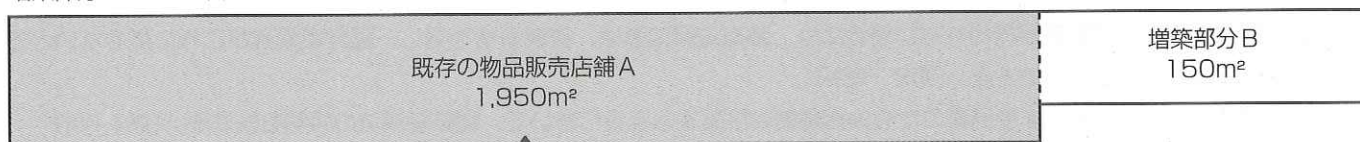
無床診療所 A は、300㎡以上1,000㎡未満の届出・協議対象整備項目の対象となり、物品販売店舗 B は、2,000㎡以上の届出・協議対象整備項目が適用される。

また、本事例では建築物1棟が3,000㎡以上であることから別表第1の1の部(26)の項に規定する施設として、共用部分も特定都市施設に該当する。

なお、共用部分のトイレが車いす使用者用便房となっていれば、多数の者が利用する1棟の建築物として無床診療所 A、物品販売店舗 B の利用者が当該車いす使用者用便房を利用可能であることから、無床診療所 A、物品販売店舗 B にまで車いす使用者用便房の設置を義務づけるものではない。

問59 次の複数の用途からなる都市施設の新築の届出(協議)はどうするのか。

増築部分150㎡を含めて用途面積2,100㎡で平屋建て



答59 既存の物品販売店舗 A は特定都市施設であるが、増築部分として届出(協議)を行う必要があるのは増築部分 B のみである。

整備基準の対象となる届出・協議対象整備項目は、100㎡以上300㎡未満の整備項目が適用される。ただし、増築後は、2,000㎡以上の場合の整備基準を満たす努力義務がある。